

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

精神障害者保健福祉手帳更新手続き時の確認不足に係る解決金の支払いに関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

足立区長 近藤弥生

精神障害者保健福祉手帳更新手続き時の確認不足に係る解決金の支払いに関する和解について

足立区は、精神障害者保健福祉手帳更新手続き時の確認不足に伴い発生した診断書作成費用の支払いについて、下記のとおり和解する。

記

- 1 相手方  
足立区保木間在住者
- 2 和解の内容  
合意書のとおり

## 和解条項

足立区(以下「甲」という。)と A 氏(以下「乙」という。)は、以下1に記載する事案(以下「本件」という。)について、次のとおり合意(以下「本合意」という。)する。

- 1 甲は、令和7年11月20日、乙から精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の更新申請を受けた際、システムによる乙の資格情報の確認を怠った。  
既に乙の手帳については更新手続が済んでおり、甲は、令和7年1月17日付けで公布された乙の手帳を保管していたが、これを乙に引き渡さず、乙が持参した手帳の令和6年12月31日までの有効期限のみを見て、乙に対し、不要である診断書の取得を含む手帳の更新手続に係る申請書類一式を渡した。  
乙は、甲の案内に基づき、本来不要である診断書料として金6,600円を支払った。
- 2 甲は、乙に対し、本件の発生につき謝罪の意を表した上で解決金として金6,600円の支払義務があることを認める。
- 3 甲は、乙に対し、前項の金員を本和解の席上で支払い、乙はこれを受領した。
- 4 甲及び乙は、本合意に至る経緯並びに本合意の存在及び内容を、みだりに第三者に口外しないことを相互に合意する。
- 5 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、前各項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各1通を保有する。

令和8年 1月23日

甲:住所 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

名称 足立区  
足立区長 近藤弥生 印

乙:住所

氏名 印